

令和2年 第6回宮代町定例教育委員会 会議録					
招集年月日	令和2年6月23日 午後2時00分			開催場所	役場204会議室
開閉の日時	令和2年6月23日 午後2時00分			教育長	中村 敏明
及び宣告者	令和2年6月23日 午後3時00分			教育長	中村 敏明
議長代理	—	仮議長	—	会議録調製員	青柳 誠
委員出席状況			議案説明等		
番号	氏名	出席の有無	教育推進課長	大場 崇明	
教育長	中村 敏明	出席	学校管理幹兼副課長(学校教育)	塚越 健一	
職務代理者	深井 美智子	出席	生涯学習室長	飯山 武	
教育委員	吉澤 久美子	出席	主幹(教育総務)	青柳 誠	
教育委員	瀧ヶ崎 隆司	出席			
教育委員	山田 鋭生	出席			
議案件名					
概要報告					
事務局報告					
(1) 令和2年6月宮代町議会定例会関係					
ア 令和2年度一般会計補正予算(第1号)について					
イ 工事請負契約の締結について					
ウ 一般質問と答弁の概要について					
(2) 学校教育関係					
ア 7月の行事予定について					
イ 7月の事業予定について					
(3) 生涯学習関係					
ア 7月の事業予定について					
審議案件					
議案第25号 宮代町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則につき議決を 求めることについて					
議案第26号 宮代町学校教職員服務規程の一部を改正する規程につき議決を求めること について					
傍聴人 0人					

開 会 午後 2 時 00 分	
1 開会の宣言 2 挨拶	
中村教育長	令和 2 年第 6 回の定例教育委員会をこれより開会いたします。 (委員の出席を確認) (挨拶)
3 概要報告	
中村教育長 青柳主幹 中村教育長	概要報告につきまして、事務局より報告いたします。 (資料により概要報告を行う。) 次に、事務局報告に移ります。 (1) 令和 2 年 6 月宮代町議会定例会関係について事務局から説明します。
4 事務局報告	
(1) 令和 2 年 6 月宮代町議会定例会関係	
青柳主幹 (ア、イ) 大場課長 (ウ) 中村教育長 中村教育長	(1) 令和 2 年 6 月宮代町議会定例会関係 ア 令和 2 年度宮代町一般会計補正予算 (第 1 号) について イ 工事請負契約の締結について ウ 一般質問と答弁の概要について (資料に基づき説明を行う。) ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 (意見、質問なし) 次に、報告事項 (3) 学校教育関係について説明をお願いします。
(2) 学校教育関係	
塚越学校管理幹 中村教育長 吉澤委員 塚越学校管理幹 中村教育長	(2) 学校教育関係について ア 7 月の行事予定について イ 7 月の事業予定について (資料に基づき説明を行う。) ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。 笠原小学校だけ 18 日の土曜日授業となっているが、土曜日授業の日程は、各学校で決めているのでしょうか？ 各学校で決めています。 ほかに、ご質問、ご意見はありますか？ (意見、質問なし) 次に、報告事項 (3) 生涯学習関係について説明をお願いします。
(3) 生涯学習関係	
飯山室長 中村教育長	(3) 生涯学習関係について ア 7 月の事業予定について (資料に基づき説明を行う。) ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見をお受けいたします。

	<p>(意見、質問なし)</p> <p>次に議事に移ります。</p> <p>議案第 25 号 宮代町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則につき議決を求めることについて</p> <p>事務局から説明願います。</p>
5 議事	
塚越学校管理幹	<p>議案第 25 号 宮代町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則につき議決を求めることについて</p> <p>(資料に基づき説明を行う。)</p>
中村教育長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお受けいたします。
山田委員	突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合とは、どのような場合を想定しているのか？
塚越学校管理幹	学校での事故対応やいじめ、学級崩壊など緊急性の高い事案が生じた場合を想定しています。
山田委員	教職員の勤務時間の管理はどのように行っているのでしょうか？
塚越学校管理幹	昨年度に I C カードを導入し、その記録により勤務時間の管理を行っています。
瀧ヶ崎委員	現状の時間外勤務の状況はどうなっていますか？
塚越学校管理幹	今年度は、臨時休業期間が続いたため、その期間は所定の時間内に収まっていますが、学校再開後の状況は、まだ把握していないため、今後、経過を確認することになります。
瀧ヶ崎委員	先生による時間外勤務の偏りはあるのでしょうか？
塚越学校管理幹	多少の偏りはあります。
瀧ヶ崎委員	休日出勤も時間外勤務に含まれるのでしょうか？また、部活動は？
塚越学校管理幹	原則として、時間外勤務に含まれます。
中村教育長	<p>ほかに、ご質問、ご意見はありますか？</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>では、お諮りいたします。議案第 25 号 宮代町立学校教職員の業務量の適切な管理等に関する規則につき議決を求めることについて、原案とおりの可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご承認いただきました。</p> <p>続きまして、議案第 26 号 宮代学校教職員服務規程の一部を改正する規程につき議決を求める件について を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
塚越学校管理幹	<p>議案第 26 号 宮代学校教職員服務規程の一部を改正する規程につき議決を求める件について</p> <p>(資料に基づき説明を行う。)</p>

中村教育長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見をお受けいたします。
深井委員	新たな規定の第22条では、退職を希望する日の3週間前までとなっていますが、学校現場への影響を考えると、3週間前まででは短いと思いますが支障はないのでしょうか？
塚越学校管理幹	退職の申出から3週間あれば事務手続きは可能です。
中村教育長	学校現場への影響を踏まえてのご意見だと思いますが、服務規程は、教職員の服務に関する事務手続きを定めたものなので、3週間あれば申出から退職までに必要な事務手続きが行えるとして定めたものです。学校現場への影響を考えれば、当然短い時間であると思いますが、あくまで服務規程は、教職員の服務に関する事務手続き等を定めたものとして、お考えいただきたい。
瀧ヶ崎委員	新たに退職に関する規程が設けられたとのことですが、これまではどうなっていたのでしょうか？
塚越学校管理幹	これまでも退職願を提出することになっていましたが、服務規程上、明文化されていませんでした。それを今回の改正で、具体的に服務規程に位置付けたということです。
中村教育長	これまでは極端なことを言えば、明日辞めたいと退職願が提出されれば、本人の意思を尊重し、それを受理するしかなく、同日付ですべての手続きを行ってききましたが、さすがにそれは厳しいということで、埼玉県立学校職員服務規程の改正があり、それを受けて、今回、町の小中学校教職員の服務規程の改正を行うこととしました。
瀧ヶ崎委員	確認ですが、退職願の宛先は埼玉県教育委員会ということでしょうか？
塚越学校管理幹	宛先は埼玉県教育委員会になります。
中村教育長	任命権者は埼玉県で、服務監督権者が市町村ということになっていますので、提出先は任命権者である埼玉県になります。また、こうした退職願等は、服務監督権者である市町村教育委員会の内申を付して、任命権者である埼玉県に提出することとなっています。
中村教育長	ほかに、ご質問、ご意見はありますか？ (質問、意見なし) では、お諮りいたします。議案第26号 宮代学校教職員服務規程の一部を改正する規程につき議決を求める件について、原案とおりの可決してよろしいでしょうか。 (異議なし) ご承認いただきました。 これですべての議事が終了いたしました。続きまして、次第の「6 その他」について、事務局から何かあれば説明願います。
6 その他	
塚越学校管理幹	教科書採択の関係についてスケジュール等の説明
飯山室長	公共施設の再開について説明

7 次回教育委員会について

青柳主幹

次回の定例教育委員会は、は7月9日（木）午後2時から役場 202 会議室にて開催します。

8 閉会

閉 会 午後3時00分